

## 独占禁止法の適用除外

行為によっては、独占禁止法の適用が除外されるものがあります。この独占禁止法の適用が除外されるものとしては、独占禁止法自体に定められているものと、独占禁止法以外の個別の法律<sup>1</sup>に定められているものとがあります。

独占禁止法に基づく適用除外は以下のとおりです。

### (1) 小規模組合の行為の適用除外（22条）

ア 中小企業の団体の行為のうち、一定の要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会も含まれます）の行為は、一定の範囲で独占禁止法の適用が除外されています。

その一定の要件とは、次の4つです。

- ① 小規模の事業者の相互扶助を目的としていること（1号）
- ② 任意に設立され、組合員が任意に加入・脱退できること（2号）
- ③ 組合員が平等の議決権をもっていること（3号）
- ④ 利益の配分の限度が法令か定款で定められていること（4号）

中小企業等協同組合を例にとると、組合は組合員のため、福利厚生、事業資金の貸付、経営の改善を図るための教育・情報の提供などの事業を行うことができるほか、組合員が共同して生産活動を行ったり、資材を共同購入したり、共同の商標を作って宣伝・販売する共同経済事業を行うことができます。

しかし、協同組合であっても、競争を実質的に制限して不当に価格を引き上げたり、不公正な取引方法を用いたりする行為<sup>2</sup>には、独占禁止法が適用されます。

したがって、組合員の間で、価格カルテルや地域分割カルテル等を行うための隠れ蓑として共同経済事業が利用されている場合には、独占禁止法上問題となります。

また、協同組合が他の事業者と共同して<sup>3</sup>、販売価格、生産数量、販売地域などを協定（カルテル）したり、協同組合同士で話し合っ<sup>4</sup>、同様な行為をすれば、独占禁止法が適用されます。

### イ 中小企業等協同組合の届出

中小企業等協同組合法上の組合であっても、中小企業には該当しない大企業を組合員に含む組合は、独占禁止法の適用対象となり<sup>5</sup>、公正取引委員会に届出を行う必要があります（同法第7条第3項）。

<sup>1</sup> 道路運送法18条、海上運送法28条、著作権法95条、損害保険料率算出団体に関する法律7条の3、保険業法101条、航空法110条ほか。

<sup>2</sup> 主な事例：①神奈川生コンクリート協同組合事件（平成元年勧告審決：取引先販売店、ゼネコン、セメントメーカーに対し、非組合員との取引を妨害）、②大分大山町農業協同組合事件（平成21年排除措置命令：自己が運営する農産物直売所の出荷登録者に対して特定の競争者への出荷を制限し、その事業活動を不当に拘束）

<sup>3</sup> 主な事例：東京木材市売問屋協同組合連合会ほか5名（平成4年勧告審決：6団体により構成する会合で製材品の配列整理料を決定し8条に違反）。富山県生コンクリート協同組合ほか2名（昭和48年勧告審決：協同組合と非組合員との間で生コンの販売価格の協定し3条に違反）

<sup>4</sup> 主な事例：大阪地区生コンクリート協同組合ほか4名事件（昭和55年勧告審決：5協同組合の間で生コンの販売価格を決定し3条に違反）

<sup>5</sup> 主な事例：岐阜生コンクリート協同組合事件（昭和48年勧告審決：小規模の事業者と認められない者を組合員に含んで生コンの共同販売事業を実施し8条に違反）

## (2) 再販売価格維持行為 (23 条)

前記 23 頁(7)のとおり、再販売価格の拘束は、原則として、独占禁止法に違反となりませんが、公正取引委員会が指定する日用品 (23 条 1～3 項) と、著作物 (23 条 4 項) については、再販売価格の維持行為が適用除外とされています。

ただし、現在、前段の公正取引委員会の指定する再販商品はありません。また、後段の著作物については、書籍、雑誌、新聞、レコード、音楽用テープと音楽用 CD の 6 品目となっています。

## (3) 知的財産権の本来的行使 (21 条)

独占禁止法 21 条は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為には、独占禁止法は適用しないと定めています。

知的財産権のうち、技術の利用に係る制限行為に対する独占禁止法の適用に関する考え方を包括的に明らかにしたものとして、「知的財産の利用に関する独占禁止法の指針」が公表 (平成 19 年 9 月。平成 22 年 1 月改正) されています。

同指針では、当該技術に権利を有する者の権利の行使とみられる行為であっても、「行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者に創意工夫を発揮させ、技術の活用を図るといふ、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる場合」は、『権利の行使と認められる行為』とは評価できず、独占禁止法が適用される」としています<sup>6</sup>。

---

<sup>6</sup> 知的財産権に関係した事件として、公共下水道用鉄蓋カルテル事件 (平成 5 年審判審決)、ばちんこ機製造特許プール事件 (平成 9 年勧告審決)、パラマウントベット事件 (平成 10 年勧告審決)、北海道新聞社事件 (平成 12 年同意審決)、ソニー・コンピュータエンタテインメント事件 (平成 13 年審判審決)、マイクロソフト非係争条項事件 (平成 20 年審判審決)、第一興商事件 (平成 21 年審判審決)、着うた事件 (平成 22 年東京高裁判決)、日本音楽著作権協会事件 (平成 21 年 2 月排除措置命令、平成 24 年 6 月審判審決、平成 25 年 11 月東京高裁判決、平成 27 年 3 月末現在最高裁係属中)、クアルコム事件 (平成 21 年 9 月排除措置命令、平成 27 年 3 月末現在審判係属中) などがあります。